



平成 29 年 7 月 31 日

兵庫労働局長
小林 健 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 清水 信一

兵庫県塗料製造業最低賃金外 6 件の最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 29 年 7 月 21 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県塗料製造業最低賃金外 6 件に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別紙

下記の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金